

災害救助法事務権限の移譲に係る懸念について (仙台市見解)

平成 30 年 3 月 26 日

1 県の広域調整、県と指定都市間の協議等について

都道府県による広域調整については、災害時の物資調達や広域避難などにおける、災害対策基本法に基づく役割ないし重要性について十分認識し、円滑実施に協力していきたい。

災害時において県・指定都市間で懸案となるような事項については、相互の見解や対応について適切にすり合わせを行うため、必要に応じ県・指定都市の事務レベルで協議の場を開催することが考えられる。

また、合同で開催される国現地災害本部及び県災害対策本部の会議や関連する各種調整の場に指定都市の連絡員を派遣することとし、常時、国・県と情報・認識の共有を図っておくことも支障発生の回避や課題解決の迅速化に有効であると考えている。

2 県・指定都市間の仕様・スキーム等の共通化について

建設型仮設住宅の整備において、住宅・付属設備等の仕様、契約書類の様式、処理スキームなどは、県・指定都市間で必要な共通化が図られることが望ましく、事業者団体のご協力をいただきながら、仙台市としても協力していきたい。

借上げ民間賃貸住宅についても、受付・契約スキームや契約書類の様式などについて、県・指定都市間はもとより、さらに広域で必要な共通化が図られることが望ましく、事業者団体のご協力をいただきながら、仙台市としても協力していきたい。

3 県・指定都市の窓口の在り方について

権限移譲があった場合、建設型仮設住宅、借上げ民間賃貸住宅のいずれも、契約の主体・当事者となる指定都市と直接対応いただくことになるが、県の広域調整を踏まえた対応スキームと運用により、円滑な応急仮設住宅の供与が可能と考える。

建設型仮設住宅については、事前の計画策定等の際に、各種仕様等の共通化を含め、県と指定都市、事業者団体で密な調整を行っておくこと、さらに発災後も、計画に基づきながら被災状況を十分踏まえ、事業者団体も交えて県と指定都市で情報共有と必要な協議を行い、共通認識の下で発注・建設を進めることで適切な対応が可能と考える。

借上げ民間賃貸住宅については、県域・指定都市域外からの避難者への対応も含め、事業者団体も交えて県と指定都市間で受付・契約スキーム等の共通化を図っておくこと、さらに発災後も、関係者間で情報共有と必要な協議を行いながら対応していくことで、指定都市の窓口や事業者の窓口での混乱や事務負担等は回避し得ると考える。